

# 国道 322 号他 9 路線道路情報提供装置保守点検業務委託 特記仕様書

## (適用)

第1条 この仕様書は、国道 322 号他 9 路線道路情報提供装置に係る保守点検業務（以下「業務」という。）に適用する。

## (目的)

第2条 本業務は、福岡県久留米県土整備事務所(以下「甲」という。)が管理する国道 322 号他 9 路線に設置された道路情報提供装置等の機器を維持し、障害発生の予防を図る事を目的とする。

## (委託業務)

第3条 甲は、本業務を請負者(以下「乙」という。)に委託し、乙はこれを受注する。  
2 乙は、業務を本特記仕様書により実施するものとする。

## (点検場所及び対象設備)

第4条 久留米市新合川 1 丁目他

- ・国道 322 号 (NO. 106 茶屋 : HL7 型) (NO. 212 八丁島 : HL7 型)
- ・八女香春線 (NO. 133 流川 : HL7 型) (NO. 193 妹川 2 : BL13 型)
- ・久留米筑紫野線 (NO. 213 : HL7 型)
- ・田主丸黒木線 (NO. 110 益生田 1 : BL12 型) (NO. 111 益生田 2 : BL12 型)
- ・山北日田線 (NO. 112 隅上 : BL12 型) (NO. 173 小塩 : BL13 型)
- ・朝田日田線 (NO. 114 朝田 : BL12 型) (NO. 115 田篭 : BL12 型)
- ・吉井妹川線 (NO. 113: 福益 : BL12 型) (NO. 180 妹川 1 : BL13 型)
- ・御井諏訪野線 (NO. 00A : 御井町 1 : BL13 型) (NO. 00B : 御井町 2 : BL13 型)
- ・北川内草野線 (NO. 116 草野 : BL12 型) (NO. 117 耳納 : BL12 型)
- ・湯ノ原合川線 (NO. 118 高良内町 1 : BL12 型) (NO. 119 高良内町 2 : BL12 型)
- ・久留米県土整備事務所 主制御機

## (点検回数及び期間)

第5条 業務の履行期間は、契約日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

2 点検回数 年 1 回

3 乙は、保守点検に当たって、保守点検基準によるほか、点検対象設備等の清掃業務を行わなければならない。

## (点検実施条件)

第6条 点検に従事する技術者は、第 4 条の設備等保守点検に関する技術に精通し、熟知している者でなければならない。

- 2 点検業務は、日常の運用に支障をきたさないことを原則とする。
- 3 本特記仕様書に明示なき事項であっても、業務の履行上、当然必要と思われるものについては、乙の負担において処理するものとする。

(安全対策)

- 第7条 業務の実施に当たっては、交通安全に留意すると共に、作業の安全にも十分注意を払い、安全確保に努めなければならない。
- 2 作業点検中、非常事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(障害修理)

- 第8条 点検対象設備に故障が生じた場合又は、保守点検時に故障等が発見された場合は、監督職員の指示により、乙は速やかに修理調整を行わなければならない。
- 2 乙は、軽微な故障については、本契約の範囲内で修理を行うものとする。ただし、次に掲げるものについては、協議の上、適当な処置を講ずるものとする。
    - (1) 故障装置を製作工場に持ち帰り、修理を要するもの。
    - (2) 製作工場から技術者を別途派遣し、修理するもの。
    - (3) 天災等、不可抗力によるもの。
    - (4) その他、重大な障害修理を要するもの。
  - 3 故障修理において、現場での修理が不可能な場合は、監督職員の指示によるものとする。
  - 4 甲が乙に対し、設備の破損等で緊急対応の要請をした時は、乙は甲の指示に従い、所要の修理を行うものとする。なお、乙は、緊急時に対応できる体制を整えておかなければならない。
- 緊急時の作業等に要した費用及び機器等の不良取り替え費用は、別途協議する。

(部品交換)

- 第9条 乙は、本特記仕様書に基づき点検及び修理を実施するに当たり、部品交換の必要が生じた場合は、事前に監督職員に申し出て指示に従い、部品交換を行うものとする。

(履行確認)

- 第10条 乙は、業務完了後「保守点検報告書」により報告し、甲の確認を受けなければならない。

(再委託の禁止)

- 第11条 乙は、この契約の履行について、受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限

りではない。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、業務の処理上、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(協議事項)

第 13 条 本特記仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して、これを決定する